

1 保有個人情報の目的外利用に係る報告書

報告日	目的外利用を行う事務の件名	保有個人情報項目	目的外利用を行った理由	提供課	利用課	頁番号
R3.2.22	介護保険の保険給付に関する事務	介護サービス受給者に係る ①識別番号 ②公的扶助・社会手当等（公費負担額、自己負担額） ③介護（要介護度）	事業の見直しにあたり、事業発足当時と比較すると、現在は障害福祉サービスや介護保険サービスの制度が整備されてきており、サービス利用と手当支給の重複も懸念される状況にある。 そこで、福祉手当（市）受給者の内、介護保険サービス利用者の割合や、その者がサービスを利用した際の公費投入額等を調査し、見直し案策定の根拠や影響を探るため。	高齢者支援課	障害福祉課	1

2 他の実施機関への保有個人情報の提供に係る報告書

報告日	目的外提供を行う事務の件名	保有個人情報項目	目的外利用を行った理由	提供課	利用課	頁番号
R3.3.1	固定資産税・都市計画税の課税事務（庶務）	土地の所在地番、土地所有者の氏名、住所（登記事項のみ）	公職選挙法144条の2に規定する公営ポスター掲示場設置における該当土地所有者の把握	資産税課	選挙管理委員会事務局	2

3 個人情報取扱事務の届出（開始）について

名称	概要	届出課	頁番号
かしわ新生児特別給付金に関する事務	令和2年度に国が支給している特別定額給付金の対象外（令和2年4月28日以降に生まれた者）となる新生児に対し、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みて、臨時的な措置としてかしわ新生児特別給付金を支給するもの。支給要件を満たした支給対象児童1人につき100千円を支給対象者に支給する。	子育て支援課	3

4 個人情報取扱事務の届出（廃止）について

名称	保有個人情報の廃棄方法	届出課	頁番号
振り込み詐欺チェッカー事業	設定した保存期間に従い機密文書扱いで廃棄する。	防災安全課	4

5 個人情報取扱事務の届出（変更）について

名称	変更内容等	届出課（利用課）	頁番号
強制徴収公債権の徴収に関する事務	- 個人情報取扱事務の概要の修正 - 個人の類型の修正 - ア個人情報の利用目的の修正 - イ項目の修正 - ウ収集先及び収集方法 本人以外からの収集項目の修正 同一実施機関内の利用、目的外、目的内、住民基本台帳にチェックし収集項目を記載 - エ本人以外から収集する理由の修正 - カ個人番号の取扱いの根拠を削除 - キ処理形態の文書にチェック - コ外部委託の有無の有りにチェック	債権管理課	5
私債権及び非強制徴収公債権の徴収に関する事務	- 個人情報取扱事務の概要の修正 - 個人の類型の修正 - ア個人情報の利用目的の修正 - イ項目の修正 - ウ収集先及び収集方法 本人以外のチェックを外す 同一実施機関内の利用、目的外、本人同意、目的内にチェックし、収集項目を記載 - エ本人以外から収集する理由を削除 - カ個人番号の取扱いの根拠を削除 - キ処理形態の文書にチェック - コ外部委託の有無の有りにチェック	債権管理課	6

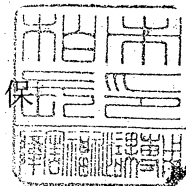
日本赤十字社の活動資金募集に関する事務	・イ項目の追加 ・ウ収集先及び収集方法 ・本人同意の収集項目の追加 ・キ処理形態の文書にチェック	福祉政策課	7
指定難病医療費助成制度	・ク 提供する項目の追加 ・ケ オンライン結合 有 ⇒ なし	保健予防課	8～9
新成人のつどい事業	・個人の類型（3ページ目）の追加	生涯学習課	10～12

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏保障第1821号
令和3年2月22日

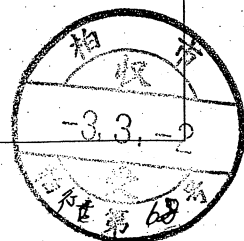
柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 神谷敦宏 様

柏市長 秋山 浩



柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	保健福祉部高齢者支援課	保健福祉部障害福祉課
個人情報取扱事務の名称	介護保険の保険給付に関する事務	心身障害者福祉手当（市）事務
個人情報取扱事務の概要	介護サービス受給者への給付を行うもの	経済的支援策の推進のひとつとして、障害のある人やその世帯の経済的な負担を軽減するため、福祉手当を支給するもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	介護サービス受給者に係る ①識別番号 ②公的扶助・社会手当等（公費負担額，自己負担額） ③介護（要介護度）	
目的外利用を行った理由	事業の見直しにあたり，事業発足当時と比較すると，現在は障害福祉サービスや介護保険サービスの制度が整備されてきており，サービス利用と手当支給の重複も懸念される状況にある。 そこで，福祉手当（市）受給者の内，介護保険サービス利用者の割合や，その者がサービスを利用した際の公費投入額等を調査し，見直し案策定の根拠や影響を探るため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	保健福祉部 障害福祉課	
備考		

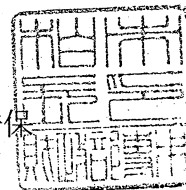


他の実施機関への保有個人情報の提供に係る報告書

柏財資第 1066 号
令和 3 年 3 月 1 日

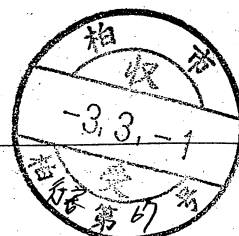
柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 神谷敦宏 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩保



柏市個人情報保護条例第 11 条第 2 項第 2 号の規定により他の実施機関へ保有個人情報の提供を行ったので、同条第 4 項の規定により次のとおり報告します。

	提供元	提供先
課等の名称	財政部資産税課	選挙管理委員会事務局
個人情報取扱事務の名称	固定資産税・都市計画税の課税事務（庶務）	選挙の管理及び執行並びに政治活動に関する事務
個人情報取扱事務の概要	納税義務者に納税通知書を発送する。賦課決定後の課税額を更正する。	ポスター掲示場の設置にあたり、設置場所の土地所有者の氏名・住所・地番を取り扱う
提供した保有個人情報の項目	土地の所在番地、土地所有者の氏名、住所（登記事項のみ）	
保有個人情報の提供先における利用目的	公職選挙法第 144 条の 2 に規定する公営ポスター掲示場設置における該当土地所有者の把握	
提供した理由	選挙管理委員会事務局がポスター掲示場の設置場所の土地所有者を把握する際の事務の効率化が図れるため	
担当部署（提供元）	財政部 資産税課	
備考		



個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		070400-19			
実施機関名	市長			区分 ☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務			
担当部署	こども部子育て支援課						
個人情報取扱事務の名称	かしわ新生児特別給付金に関する事務						
個人情報取扱事務の概要	令和2年度に国が支給している特別定額給付金の対象外（令和2年4月28日以降に生まれた者）となる新生児に対し，新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みて，臨時的な措置としてかしわ新生児特別給付金を支給するもの。支給要件を満たした支給対象児童1人につき100千円を支給対象者に支給する。						
事務の開始日	令和2年10月1日						
個人の類型	かしわ新生児特別給付金支給対象児童及びその保護者						
ア	個人情報の利用目的	令和2年4月28日以降に出生した新生児が柏市の住民基本台帳に記載されている者を対象者として台帳を作成し，かしわ新生児特別給付金支給事業を行うため。					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☐ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☒ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☐ 7 識別番号（ ☐ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	家庭生活 ☒ 9 家族状況 ☒ 10 親族関係 ☐ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☒ 14 その他（施設入所等児童等の入所状況）	社会生活 ☐ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☒ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☐ 23 収入・支出内容 ☐ 24 資産内容 ☐ 25 課税・納税状況 ☒ 26 取引状況等 ☐ 27 公的扶助・社会手当等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☐ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☐ 31 障害 ☐ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外（該当するイの項目番号： ） ☒ 同一実施機関内の利用 （ ☒ 目的外：（ ☒ 本人同意：1, 3, 4, 26 ） ） （ ☐ 目的内：（ ☐ 住民基本台帳： ） ）					
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	☐ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟，指導，相談，選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想，信条等の個人情報を収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☐ 番号法第9条（ ☐ 第1項別表第一第○項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 ☐ 第2項（ ） ） ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☒ 電磁的記録（ ☒ システム（名称 汎用台帳システム）） ☒ 文書 ☐ その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先 ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）				
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）				
コ	外部委託の有無	☒ 有り ☐ 無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については，それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。

個人情報取扱事務廃止届出書

柏総防第346号
令和 2年 8月19日

柏市長 様

実施機関名 柏市長 秋 山 浩 保

個人情報取扱事務を廃止したので、柏市個人情報保護条例第14条第2項の規定により次のとおり届出します。

廃止する個人情報取扱事務の名称	振り込め詐欺チェッカー事業
廃止日	平成28年3月31日
届出番号	030500-23
保有個人情報が記録されている媒体	モニタリング協力者の氏名・性別・住所・連絡先が記載されている名簿（紙媒体）
保有個人情報の廃棄の方法	設定した保存期間に従い機密文書扱いで廃棄する。
廃棄予定日	令和3年3月31日
担当部署	総務部防災安全課
備考	

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		040600-01			
実 施 機 関 名		市長		区分			
担 当 部 署		財政部 債権管理課		☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務			
個人情報取扱事務の名称		強制徴収公債権の徴収に関する事務					
個人情報取扱事務の概要		強制徴収公債権徴収について、債権管理課が各所管部署から移管を受け、国税徴収法等の規定に基づき、滞納者の財産差押等の滞納整理を行うほか、各所管部署に必要な助言・指導を行い、強制徴収公債権の徴収率向上及び所管部署の事務負担の軽減を行うもの					
事務の開始日		平成25年8月30日（最新変更日 令和2年4月1日）					
個人の類型		強制徴収公債権の滞納者					
ア	個人情報の利用目的	強制徴収公債権（市税、国民健康保険料、介護保険料、保育園保育料、下水道使用料等）の滞納者からの徴収					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☒ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☒ 7 識別番号（ ☐ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	家庭生活 ☒ 9 家族状況 ☒ 10 親族関係 ☒ 11 婚姻 ☒ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☐ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☒ 23 収入・支出内容 ☒ 24 資産内容 ☒ 25 課税・納税状況 ☒ 26 取引状況等 ☒ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☒ 29 健康・身体状況 ☒ 30 傷病歴 ☒ 31 障害 ☒ 32 介護 ☒ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外（該当するイの項目番号： 1～6, 9～12, 15, 17, 23～27, 29～33） ☒ 同一実施機関内の利用 （ ☒ 目的外：5～6, 9～12, 15, 17, 23～27, 29～33）（ ☒ 目的内：1～6, 9～12, 15, 17, 23～27, 29～33） （ ☐ 本人同意： ）（ ☒ 住民基本台帳：1～4, 9～11）					
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	強制徴収公債権の滞納者については、徴収に関する事務において滞納者の財産等、滞納整理に必要な情報を法令等に基づき収集している。 ☐ 本人同意（第1号） ☒ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☒ 他の実施機関（第6号） ☒ 国又は地方公共団体等（第7号） ☒ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想、信条等の個人情報を収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☐ 番号法第9条（ ☐ 第1項別表第一第 項 ☐ 第3項 ☐ 第5項） ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☒ 電磁的記録（ ☒ システム（名称 滞納管理システム） ☒ 文書 ☐ その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先 ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）				
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）				
コ	外部委託の有無	☒ 有り ☐ 無し					

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		040600-02			
実施機関名	市長			区分 ☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務			
担当部署	財政部 債権管理課						
個人情報取扱事務の名称	私債権及び非強制徴収公債権の徴収に関する事務						
個人情報取扱事務の概要	市が保有する自力執行権が付与されていない私債権及び非強制徴収公債権（以下「私債権等」という。）について、債権管理課が各所管部署から移管を受けて徴収するほか、各所管部署に必要な助言・指導を行い、私債権等の徴収率向上及び所管部署の事務負担の軽減を行うもの						
事務の開始日	平成25年8月30日（最新変更日 令和2年4月1日）						
個人の類型	私債権等の滞納者						
ア	個人情報の利用目的	私債権等（生活保護費返還金，児童扶養手当返還金，母子父子寡婦福祉資金償還金，こどもルーム保育料，市営住宅使用料，市営住宅明渡遅延損害金，高等学校等入学準備金貸付金，学校給食費等）の滞納者からの徴収					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☒ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☒ 7 識別番号（ ☐ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	家庭生活 ☒ 9 家族状況 ☒ 10 親族関係 ☒ 11 婚姻 ☒ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☒ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☒ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☒ 23 収入・支出内容 ☒ 24 資産内容 ☒ 25 課税・納税状況 ☒ 26 取引状況等 ☒ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☒ 29 健康・身体状況 ☒ 30 傷病歴 ☒ 31 障害 ☒ 32 介護 ☒ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外（該当するイの項目番号： ） ☒ 同一実施機関内の利用 目的外：5, 6, 9～12, 15, 17, 23～27, 29～33 目的内：1～6, 9～12, 15, 17, 23～27, 29～33 （ ☒ 本人同意：同上）（ ☐ 住民基本台帳： ）					
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	☐ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟，指導，相談，選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想，信条等の個人情報を収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☐ 番号法第9条（ ☐ 第1項別表第一第 項 ☐ 第3項 ☐ 第5項） ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☒ 電磁的記録（ ☒ システム（名称 滞納管理システム） ☒ 文書 ☐ その他（ ））					
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先 提供する項目（イの項目番号）	☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 提供する項目（イの項目番号）	☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
コ	外部委託の有無	☒ 有り ☐ 無し					

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		060200-23			
実施機関名		市長		区分 ☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務			
担当部署		保健福祉部 福祉政策課					
個人情報取扱事務の名称		日本赤十字社の活動資金募集に関する事務					
個人情報取扱事務の概要		・毎年5, 6月の「赤十字運動月間」を中心に実施している, 活動資金の募集事務に関する書類等の送付を行うもの					
事務の開始日		平成17年1月1日（最新変更日 令和3年3月3日）					
個人の類型		町会, 自治会, 区等の代表者					
ア	個人情報の利用目的	関係書類の送付のため。					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☐ 2 性別 ☐ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☐ 5 国籍・本籍 ☐ 6 連絡先 ☐ 7 識別番号（ ☐ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	家庭生活 ☐ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☐ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☐ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☒ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☐ 23 収入・支出内容 ☐ 24 資産内容 ☐ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☐ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☐ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☐ 31 障害 ☐ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☐ 本人 ☐ 本人以外（該当するイの項目番号：） ☒ 同一実施機関内の利用 { ☒ 目的外：（ ☒ 本人同意：1, 4, 21） } ☐ 目的内：（ ☐ 住民基本台帳： ）				☐ 用紙 ☒ 電磁的記録（ ☐ システム） ☐ 口頭（電話） ☐ その他（ ）	
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	☐ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟, 指導, 相談, 選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想, 信条等の個人情報を収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☐ 番号法第9条 { ☐ 第1項別表第一第○項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 } ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☒ 電磁的記録（ ☐ システム（名称 ）） ☒ 文書 ☐ その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先	☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先	☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					

※複数のタイプの個人情報を利用する個人情報取扱事務については, それぞれのタイプごとに裏面を利用して記入すること。

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		170200-09			
実施機関名	市長			区分 ☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務			
担当部署	保健所 保健予防課						
個人情報取扱事務の名称	指定難病医療費助成制度						
個人情報取扱事務の概要	指定難病医療費助成制度における特定医療費の支給認定申請の受理を行うもの。千葉県へ進達、千葉県による審査結果を申請者に通知する。						
事務の開始日	平成27年1月1日（最新変更日 令和2年2月13日）						
個人の類型	指定難病医療費助成制度における特定医療費の給付を希望する者						
ア	個人情報の利用目的	特定医療費の支給認定事務のため					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☒ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☒ 7 識別番号（ ☒ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	家庭生活 ☒ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☐ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☐ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☒ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☒ 22 その他（健康保険）	経済的事項 ☐ 23 収入・支出内容 ☐ 24 資産内容 ☒ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☒ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☒ 29 健康・身体状況 ☒ 30 傷病歴 ☒ 31 障害 ☒ 32 介護 ☒ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外（該当するイの項目番号：上記イの該当する項目全て） ☒ 同一実施機関内の利用 { ☐ 目的外：（ ☐ 本人同意： ） } { ☒ 目的内：（ ☒ 住民情報システム：4, 25 ） } ☐ 用紙 ☒ 電磁的記録（ ☒ システム） ☐ 口頭（電話） ☐ その他（ ）					
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	本人が入院中、寝たきり等により本人以外が申請者となることがあるため ☒ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想、信条等の個人情報収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☒ 番号法第9条 { ☒ 第1項別表第一第百十九項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 } ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☒ 電磁的記録（ ☒ システム（名称特定疾患等台帳管理システム） ☒ 文書 ☐ その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	☒ 有り ☐ なし	提供先 ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☒ 地方自治体（ ☒ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）	提供する項目（イの項目番号） 1, 2, 3, 4, 6, 9, 20, <u>22</u> , <u>25</u> , 27, 33			
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ ） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）	提供する項目（イの項目番号）			
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

個人の類型		特定医療費療養費申請書の申請者						
ア	個人情報の利用目的	特定難病医療費助成制度の新規申請の受理日から特定医療費受給者票が交付されるまでの間に、受給者が医療機関に支払った医療費の自己負担分について、受給者からの申請により千葉県から自己負担額を除いた額を還付するため						
	項目	基本的事項 ☐ 1 氏名 ☐ 2 性別 ☐ 3 生年月日・年齢 ☐ 4 住所 ☐ 5 国籍・本籍 ☐ 6 連絡先 ☐ 7 識別番号（ ☐ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	家庭生活 ☐ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☐ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☐ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（健康保険）	経済的事項 ☐ 23 収入支出内容 ☐ 24 資産内容 ☐ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☐ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（医療機関等への支払い状況） （療養費振込先）	心身的事項 ☐ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☐ 31 障害 ☐ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）	
ウ	収集先及び収集方法	☐ 本人 ☐ 本人以外（該当するイの項目番号：上記イの該当する項目全て） ☐ 同一実施機関内の利用 （ ☐ 目的外：（ ☐ 本人同意： ））（ ☐ 目的内：（ ☐ 住民基本台帳： ））					☐ 用紙 ☐ 電磁的記録（ ☐ システム） ☐ 口頭（電話） ☐ その他（ ）	
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	本人が入院中、寝たきり等により本人以外が申請者となることがあるため ☐ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）						
オ	思想、信条等の個人情報を収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）						
カ	個人番号の取扱い根拠	☐ 番号法第9条（ ☐ 第1項別表第一第一百二十項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 ☐ 第2項（ ） 条例 別表第 第 項） ☐ その他（ ）						
キ	処理形態	☐ 電磁的記録（ ☐ システム（名称 ）） ☒ 文書 ☐ その他（ ）						
ク	経常的な個人情報の提供先	☒ 有り ☐ なし	提供先 ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☒ 地方自治体（ ☒ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）	提供するイの項目番号 1, 3, 4, 6, 22, 28				
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）	提供するイの項目番号 +				
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し						

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		280700-02			
実施機関名	教育委員会						区分 ☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務
担当部署	生涯学習部生涯学習課						
個人情報取扱事務の名称	新成人のつどい事業						
個人情報取扱事務の概要	新成人のつどいの式典出席該当者リスト等の作成を行うもの						
事務の開始日	平成17年1月1日（最新変更日 令和 2年 9月23日）						
個人の類型	式典出席該当者等						
ア	個人情報の利用目的	新成人のつどいの式典出席該当者のリスト及び案内状を作成するため					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☐ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☐ 7 識別番号（ ☐ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	家庭生活 ☐ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☐ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☐ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☐ 23 収入・支出内容 ☐ 24 資産内容 ☐ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☐ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☐ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☐ 31 障害 ☐ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外（該当するイの項目番号：1, 2, 3, 4, 6） ☐ 同一実施機関内の利用 ☐ 目的外： （☐ 本人同意： ） ☐ 目的内： （☐ 住民基本台帳： ）					
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	参加者を抽出するために住民記録を利用するため ☐ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☒ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想、信条等の個人情報収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☐ 番号法第9条（ ☐ 第1項別表第一第○項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☐ 電磁的記録（ ☐ システム（名称 ） ☒ 文書 ☐ その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先 ☐ 提供する項目（イの項目番号）	☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 ☐ 提供する項目（イの項目番号）	☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
コ	外部委託の有無	☒ 有り ☐ 無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

個人の類型		新成人のつどい実行委員						
ア	個人情報の利用目的	新成人のつどい実行委員の名簿等の作成を行うもの						
イ	項目	基本的事項	家庭生活	社会生活	経済的事項	心身的事項	思想信条等	
		☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☐ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☐ 7 識別番号（ ☐ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	☐ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☐ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☒ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	☐ 15 職業・職種 ☒ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	☐ 23 収入支出内容 ☐ 24 資産内容 ☐ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☐ 27 公的扶助・社会手当等 ☐ 28 その他（ ）	☐ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☐ 31 障害 ☐ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）	
ウ	収集先及び収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外（該当するイの項目番号：1, 2, 3, 4, 6, 16） ☐ 同一実施機関内の利用 { ☐ 目的外：（ ☐ 本人同意： ） } { ☐ 目的内：（ ☐ 住民基本台帳： ） }				☒ 用紙 ☐ 電磁的記録（ ☐ システム） ☐ 口頭（電話） ☐ その他（ ）		
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	実行委員の推薦理由が把握できないため ☒ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公開情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☒ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）						
オ	思想、信条等の個人情報収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）						
カ	個人番号の取扱い根拠	☐ 番号法第9条 { ☐ 第1項別表第一第○項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 ☐ 第2項（ ） 条例 別表第 第 項 } ☐ その他（ ）						
キ	処理形態	☒ 電磁的記録（ ☐ システム（名称 ）） ☒ 文書 ☐ その他（ ）						
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先	☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）				
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先	☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）				
			提供するイの項目番号					
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し						

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

個人の類型		柏市内にある理容所及び美容所					
ア	個人情報の利用目的	柏市内にある理容所及び美容所に新成人のつどいの開催方法等を周知するため					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☐ 2 性別 ☐ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☐ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☐ 7 識別番号 ☐ 8 その他 ()	家庭生活 ☐ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☐ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他 ()	社会生活 ☐ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他 ()	経済的事項 ☐ 23 収入支出内容 ☐ 24 資産内容 ☐ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☐ 27 公的扶助・社会手当等 ☐ 28 その他 ()	心身の事項 ☐ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☐ 31 障害 ☐ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他 ()	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報 ()
ウ	収集先及び収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外（該当するイの項目番号：1，4，6） ☐ 同一実施機関内の利用 { ☐ 目的外： () } { ☐ 目的内： () } (☐ 本人同意：) (☐ 住民基本台帳：)				☐ 用紙 ☒ 電磁的記録（ ☒ システム） ☐ 口頭（電話） ☐ その他 ()	
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	柏市内にある理容所及び美容所に令和3年の新成人のつどいの開催方法等について周知するに当たり、保健所生活衛生課が保有する理容所及び美容所のデータが必要となるため ☐ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☒ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想、信条等の個人情報を収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☐ 番号法第9条 { ☐ 第1項別表第一第○項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 } ☐ 第2項 () 条例 別表第 第 項) ☐ その他 ()					
キ	処理形態	☒ 電磁的記録（ ☐ システム（名称 ()） ☒ 文書 ☐ その他 ()					
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先 ☐ 他の実施機関 () ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他 ()	提供するイの項目番号			
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他 ()	提供するイの項目番号			
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					